

寒河江市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し包括的な支援を行う寒河江市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 こども家庭センターを、子育て推進課に設置する。

(対象者)

第3条 こども家庭センターが実施する次条に掲げる支援の対象者は、市内に住所を有する全ての児童（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）とその家庭及び妊産婦とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施する。

- (1) 児童福祉法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる業務
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

(5) その他児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うこと。

(職員)

第5条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) 母子保健又は児童福祉の専門性を有する職員
- (4) その他必要な職員

2 前項第1号のセンター長は、こども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）に定める資格等に該当する者のうちから市長が任命する。

(秘密保持)

第6条 こども家庭センターの職員は、職業上知り得た個人情報その他の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 寒河江市子育て世代包括支援センター設置要綱（令和3年4月1日施行）及び寒河江市子ども家庭総合支援拠点設置要綱（令和4年4月1日施行）は、廃止する。